

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地

氏名 第一カッター興業株式会社
代表取締役 高橋正光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山本



許可の年月日 令和5年3月28日
許可の有効期限 令和10年3月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（脱水）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（脱水）

汚泥（舗装版切削濁水に限る）（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設（脱水）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市大渡町一丁目19番1、19番8、19番13

イ 中間処理施設の設置年月日

令和4年12月12日 完成検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力（許可施設については許可年月日及び許可番号）

(ア) 脱水施設

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥 [8.94m³/日(8時間)]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市大渡町一丁目19番1、19番8、19番13

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積7.07m² 保管容量20m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

令和5年3月28日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出

なし